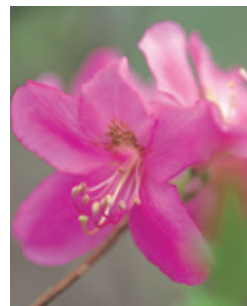




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



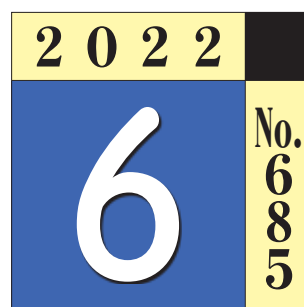
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



村内陸上教室／2022年5月14日

- ② むらバスだより
- ③ トピックス 地域住民との意見交換会を開催しました・区会長会議を開催しました ほか
- ⑤ むらの事件簿 避難訓練・余市警察署だより 二輪車の事故防止 ほか
- ⑥ 健康支援センターだより こころの健康相談・歯と口の健康週間 ほか
- ⑧ お知らせ伝言板 販売加工品開発事業補助金・ふるさと納税お礼の品事業者募集 ほか
- ⑭ 赤井川村写真館・編集後記





北海道中央バスの赤井川線廃止により、公共交通の空白地を解消すべく令和4年4月1日から赤井川村が運行主体となり、新しい地域公共交通がスタートしました。

地域にとって前例のない課題でしたが、公共交通確保に向けて「むらバス」は順調に運行しています。

◆むらバスの利用状況◆

4月分の乗車人員等がまとまりましたのでお知らせします。

前年度と比較すると、約1.4倍の方にご利用いただいております。今後もたくさんの方の利用をお待ちしています。

- 乗車人員 600人（前年比：144%増）
- 1日あたり乗車人員 20人（前年比：144%増）
- 1便あたり乗車人員 2.7人（前年比：159%増）
- 1日最大乗車人員 41人（運行日：4月15日）
- 1便最大乗車人員 16人（運行日：4月13日、4月20日 始発便）

※令和3年4月（北海道中央バス「赤井川線」と日祝運行の代替交通）の利用者数

- 乗車人員 416人
- 1日あたりの乗車人員 13.9人
- 1便あたりの乗車人員 1.7人

◆おしえて！ むらバス◆

むらバスについて、お問い合わせが寄せられたご質問を紹介します。

Q. 福祉割引（身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちの方）はありますか？

A. むらバスの運賃は、みなさんが利用しやすい安価な金額設定をしておりますので割引はありません。

	一般	高校生以下
赤井川村⇄余市町	300円	200円
赤井川村内	100円	100円
余市町内	200円	200円

※未就学児は**無料**です。
※運賃の支払いは現金のみです。
ご了承ください。

Q. 回数券はありますか？

A. 回数券作成費の削減のため回数券はご用意しておりません。

Q. 定期券が片道で販売されているのはなぜ？

A. むらバスを運行するために公共交通懇談会や地域公共交通セミナーなどを行い、利用者の方の意見をお聞きました。その中で、「朝はバスに乗るけれど夜は乗らない」といった片道のみの利用者が多いことがわかり、片道の定期券を発行することとしました。

	赤井川村⇄余市町 (片道)	赤井川村内 (往復)	余市町内 (往復)
学生	1ヶ月	学生定期券は 赤井川村と余市町間の定期券のみの販売 です。	
	3ヶ月		
一般	1ヶ月	4,400円	8,800円
	3ヶ月	13,200円	26,400円

※赤井川村と余市町間の定期券は片道ずつの販売となりますので、**往復利用の場合は往路分・復路分をお求めください。**
※**学生定期は、大学生までが対象**です。
※JR余市駅エルプラザ内の「中央バス余市案内所」でお買い求めください。

トピックス



地域住民との意見交換会を開催しました

2022.4.19～21 赤井川村内

4月19日～21日の期間において、村内3カ所の会場で赤井川村議会議員会主催による『地域住民との意見交換会』を開催しました。この意見交換会は、『開かれた議会』を目指して地域住民の方々と意見交換をさせていただき、今後の議会活動に役立てたいとの思いから実施しています。

各地域の方々からいただきました課題やむらづくりに対する思いは、議員それぞれが持ち帰り、すぐに対応できる案件は村をはじめとした関係機関とも連携し改善していき魅力あるむらづくりを目指していきます。また、この意見交換会の概要について取り纏めが終了次第、各戸配布させていただく予定となっておりますので、もうしばらくお待ちください。

区会長会議を開催しました

2022.4.25 赤井川村役場

令和4年第2回目の区会長会議を4月25日(月)に役場会議室で開催しました。

今回の会議では、マイナンバーカードやカルデラ温泉の源泉新規掘削等について、意見や質問が寄せられました。区会長会議に提出された議題は次のとおりです。



【総務課】

- ・役場の事務執行体制について
- ・地区別行政懇談会について
- ・令和4年度予算関係について
- ・むらバス運行について
- ・令和4年度区会交付金について
- ・北海道新幹線工事の進捗状況について
- ・NTT光回線工事について
- ・参議院議員通常選挙について

【住民課】

- ・マイナンバーカードの普及とマイナポイント(第2弾)について

【保健福祉課】

- ・令和4年度住民健診について
- ・狂犬病予防注射について
- ・スズメバチの駆除について
- ・カルデラ温泉無料入館用「福祉入館券」について
- ・区会内における保健推進員の位置づけについて
- ・ゴミステーションの管理について
- ・余市川流域クリーンアップ(周辺清掃)について
- ・赤井川村デイサービスセンター指定管理について

【産業課】

- ・鳥獣被害防止対策事業について
- ・高病原性鳥インフルエンザについて
- ・林野火災予防消防対策について
- ・みやこ公園パークゴルフ場の利用について
- ・カルデラ温泉の源泉新規掘削(3号井)について

【建設課】

- ・道路愛護運動の協力依頼について
- ・花いっぱい運動について
- ・令和4年度建設課所管の主要工事実施予定について
- ・水道事故発生に対する対応について

【教育委員会】

- ・村内学校で継続して行っている新型コロナウイルス感染症対策について
- ・社会教育事業の参加と協力依頼について
- ・役場図書コーナーの図書の積極的な利用について

みやこ公園パークゴルフ場オープン

2022.4.29 みやこ公園パークゴルフ場

4月29日(金)に、みやこ公園パークゴルフ場がオープンしました。同日、赤井川村パークゴルフ協会会員のみなさんがオープン前の朝早い時間からコースのゴミ拾いを行ってくれました。

雪解けにより発生したゴミや枝が拾われたことで、コース内はとて綺麗になりました。

ぜひ、綺麗になったパークゴルフ場をご利用ください。



村内陸上教室

2022.5.14 村体育館、中学校体育館

5月14日(土)に村内陸上教室を行いました。当初は山村広場と赤井川中学校体育館・グラウンドでの開催予定でしたが、天候が悪かったため、村体育館と中学校体育館へ会場を変更しました。

子どもたちは、終始楽しそうにトレーニングに取り組んでいました。

今回の陸上教室で学んだことを、部活動や運動会で活かしてほしいと思います。来年も開催予定ですので、是非また参加してください。参加されたみなさま、お疲れさまでした。

わかりやすく丁寧な指導をしてくださった先生方、本当にありがとうございました。

赤井川村スポーツ賞等表彰候補者選考基準

赤井川村では、スポーツで著しい成績を上げた方に対して、スポーツ賞等の表彰を行っています。

赤井川村表彰の選考は、表彰規則第2条の規定に基づき、左記のとおりとなります。

該当する場合は、報告期限までにご連絡ください。

■スポーツ賞・スポーツ奨励賞

対象となる競技日現在、村に住民登録を有する者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■スポーツ振興賞

村内に在住し貢献した者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■学生

村の出身で、生計を同じくする者が村内に在住している場合は在住者とみなします。

■報告期限

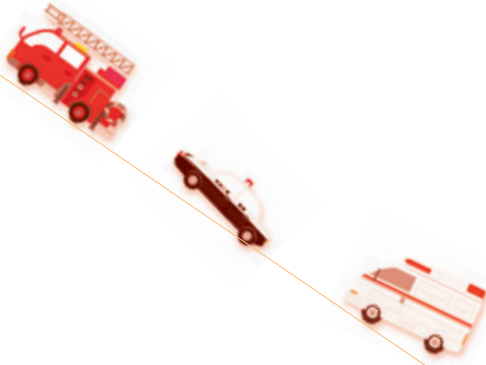
7月末日

■応募・お問い合わせ

教育委員会
TEL 3416211

区 分	スポーツ賞	スポーツ奨励賞
大会規模	全道規模以上の大会 (全道規模以上の大会とは、市町村大会や地区大会、管内大会等の選抜を経た者による全北海道の選考会・大会とする)	後志管内規模以上の大会
成 績	6位以上 (全国大会出場者は選考検討の対象とする。地区大会を経て、かつ一定規模以上であることとする。但し、小学生は除く)	3位以上 (準ずる者もできる)
再受賞の除外	過去の受賞者を除く	スポーツ賞受賞者を除く 毎年対象とする
スポーツ種目	過去受賞者であっても種目が違う場合対象とする	同一種目でも対象とする
表 彰	盾、団体の場合メダル	盾、団体の場合メダル
団 体	メンバーが違う場合対象 村外者と組んだ場合対象	村外者と組んでも対象とする

むらの 事件簿



避難訓練

5月6日(金)に都小
学、5月9日(月)に赤井
川中学校で避難訓練を実施
しました。

都小学校では調理室から
出火したことを想定して行
い、赤井川中学校では地震
発生に伴う訓練をし、安全
に避難することを目的に実
施しました。訓練ではスモ
ークマシンを使用して火災
時における煙体験をしまし
た。生徒達は、真剣に取り
組みスムーズに避難でき
ていました。



余市警察署だより



二輪車の事故防止

スピードの出し過ぎは、
カーブで曲がりきれずに路
外逸脱事故のおそれがあり
無理な追越しは正面衝突を
引き起こす要因になります。
ツーリング中、仲間から
離れた運転経験の浅い人が
遅れを取り戻そうとして無
理な運転をして交通事故に
発展すること考えられま
す。経験豊富なドライバー
も無理な運転はせずに、ゆ
とりをもった安全運転に努
める事が大切です。

夏山遭難の防止

- 技術、体力等に応じた山
を選び、無理のない計画
を立て、登山計画書を家
族や警察署等に提出しま
しょう。
- 万が一に備え、経験豊富
なリーダー等と一緒に登
山し、連絡手段として携
帯電話等は必ず持ちまし
ょう。
- 急激な天候の変化にも対
応できるよう十分な装備
と停滞時に備えた食料や
燃料等を準備しましょう。
- 必ず天気予報を確認し、

天候の悪化が予想される
場合は、登山を中止しま
しょう。

LINEアカウントの 乗っ取り被害が多発

他人から「電話番号」と
「認証番号・パスワード」
を聞かれたら注意：相手は
あなたのLINEアカウント
に乗っ取るうとしています。

■乗っ取り被害を防ぐために

- 他人には「電話番号」と
「認証番号・パスワード」
は教えない！
- パスワードは使い回さな
い！
- 「ログイン許可」設定を
「オフ」にしておく。

■乗っ取り被害に遭った場 合は

- LINEの友だちに登録
している人に乗っ取り被
害を連絡する。
- LINEのカスタマーサ
ポートに連絡して、アカ
ウント停止等の対策を依
頼する。

運転免許更新講習

新型コロナウイルス感染
防止対策のため受講制限を
行っていますので、受講を
希望される方は、事前に予
約を行ってください。

■優良運転者講習(30分)

6月8日(水) 午後3時30分
6月23日(木) 午後3時30分

■一般運転者講習(1時間)

6月15日(水) 午後1時
6月23日(木) 午後1時

■違反運転者講習(2時間)

6月8日(水) 午後1時
6月23日(木) 午後1時

■初回講習(2時間)

6月8日(水) 午後1時
6月23日(木) 午後1時

※会場は全て余市町中央公
民館です。

※該当する講習をご確認の
上、警察署等で更新手続
き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5
年間違反なし、「一般運
転者」は過去5年間で軽
微な違反が1回のみ、「初
回講習」は運転免許を取
得して5年未満、それ以
外は「違反運転者等」講
習を受講することとなり
ます。

健康支援センターだより

暖かい日が増えてきましたが、朝夜は気温が低くなります。カーディガンやパーカーなど重ね着できるものがあると、天気や気温に合わせて調整しやすいですね。

月	会 場	
	俱知安保健所	余市支所
7月	21日(木) 午後2時～午後4時	
8月		4日(木) 午後1時30分～午後3時30分
9月	26日(月) 午前10時～正午	
10月		24日(月) 午前10時～正午
11月	24日(木) 午後2時～午後4時	
12月		1日(木) 午後1時～午後3時
令和5年1月	30日(月) 午前10時～正午	
2月		2日(木) 午後1時30分～午後3時30分
3月	23日(木) 午後2時～午後4時	

こころの健康相談

保健所では、子どもから高齢者まで、心の健康について専門医や保健師が相談に応じています。

◇こんなことはありませんか？

- ・やる気がでない
- ・眠れない
- ・いつも気分が落ち込む
- ・家庭内暴力
- ・「死」について考えることが多くなった

人とうまく話せない
大切な人を突然失い、悲しみでこころがいっぱい

・物忘れが多くなり、心配
急に涙が出てきたり、泣きたくなる

・不登校やひきこもりにつ
いての心配

・学校や仕事に行けない、
行こうとすると体調が悪くなる

・お酒のせいで、家庭生活
や仕事がいまより大変

・頭の怪我や手術したあと、
不安になったり人とのつ

歯と口の健康週間

令和4年6月4日～10日
までは歯と口の健康週間です。今年の標語は「いただきます 人生100年 歯と共に」です。この週間は、歯と口の健康に関する正しい知識を普及するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着と早期発見及び早期治療等により歯の寿命を延ばすことで道民の健康の保持増進をはかることを目的としています。

※都合により相談日時が変更になる場合がありますので、詳しくは保健所までお問い合わせください。

■お問い合わせ
俱知安保健所健康推進課
健康支援係
TEL 0136-23-1957

きあいがうまくいかない
思春期の心と体について
の心配・不安……など

※こころの健康相談は「予約制です。相談日の3日前までにご連絡をお願いいたします。」

きをしましょう。睡眠中は唾液の分泌量が著しく低下しますが、唾液には虫歯菌が作る酸性の環境を中和する働きがあり、睡眠中はこの働きが少ないために虫歯ができてやすくなります。就寝前までに口の中のケアをしないと、翌朝には虫歯の原因となるミュータンス菌が夕食後の約30倍にも増加するといわれています。朝・昼に歯磨きの時間がとれない方も、夜はしっかりと歯磨きをしましょう。

◆赤井川村SOSネットワーク◆

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

成人風しん抗体検査無料 期間延長のお知らせ

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は風疹の定期予防接種の対象者として追加されました（平成31年2月予防接種法施行令改正）。対象の方には無料で抗体検査や予防接種を受けることができます。クーポン券を、令和2年度に郵送しております。そのクーポン券の有効期限が「令和3年3月31日」と記載されていますが、令和7年3月31日まで使用することができます。対象者へ4月にご案内の文書をお送りしていますのでご確認ください。是非検査及び予防接種を受けてください。

■お問い合わせ

保健福祉課保健係
TEL 3512050

献血へのご協力 ありがとうございました

令和4年4月28日（木）に移動採血車「ひまわり」が来村し献血を実施しました。

■結果

○赤井川村役場駐車場

400ml 14名

○キロロリゾート（トリビュート、マウンテンセン

ター）

400ml 7名

※今回の献血で中止した方は0名でした。

今年度の移動採血車での献血は21名の方にご協力をお願いできました。

血液は採血後21日間しか有効期限がありません。道内でもコロナの影響で全ての血液型で不足状態が続いています。今年度、村内で実施する献血は今回のみとなりですが、近隣町村でも実施することがありますので、移動採血車を見かけた際には、皆様のご協力をお願いいたします。

地域おこし協力隊通信 第2号

5月に入ってからようやく暖かい気候になってほっとしています。先月まではまだ冬が続いているような感じがあり、まだまだ雪が残る朝晩の冷え込みが厳しくて、テレビに流れる開花した桜や花見をする人々の様子を不思議な気持ちで見っていました。早く春が来てほしいと思いながら過ごしていた毎日でしたが、半年近くを雪と共に生活したのは初めてのことで、いざ雪がとけるとどこか変な感じがしてしまいます。それでもやはり暖かいことは嬉しくて、以前よりも気軽に外を出歩けるようになり少しずつ行動範囲も広がって、雪がとけて通れるようになった道やいまでも雪に埋もれて気が付かなかった道を発見するようになりました。

ある日散歩をしていると、突然山の中から何かが飛び出してきました。はじめは野良犬かと思いましたが、よく見ると鹿で、それも5～6匹くらいが続々と出てきて目の前を横切っていきました。あまりにも突然のことだったので少し見入ってしまいましたが、ふと気づいて、まさか熊に追われていたのではないかと思いその後は恐る恐るの散歩でした。少し山道に入ればあちこちから鳥の鳴き声が聴こえてとても気持ちがいいのですが、たまに熊のフンらしきものを見かけるのでその時は気が気ではありません。足早にその場を去ります。

そんな風に過ごしている内にいよいよ春が深まってきて、あちこちで桜が咲いているのを見かけるようになりました。これまで桜といえば3月4月の卒業・入学シーズンに咲くものだったのでこの時期に見るのは新鮮な経験でした。やはり桜を見ることがなにより春を実感できます。日中は上着が必要ないくらいに暖かくなってきていて、そろそろ半袖で過ごせそうなくらいです。まだまだ開拓できていない道があると思うので、この過ごしやすい季節にいろんなところを歩き回ってみたいと思います。

地域おこし協力隊員 阿比留



撮影者：地域おこし協力隊 阿比留隊員

お知らせ 伝言板

販売加工品開発 事業補助金

赤井川村で生産された農林畜産・水産品を使用した赤井川村に由来または起因する商品を製造または販売の補助を目的としています。

■補助要件

○補助対象経費

新商品開発（試作含む）のための経費、製造販売に係る外注加工費など

○補助率

2分の1以内

○補助金額

上限20万円（下限10万円）

○交付対象者

赤井川村内に所在を置く法人、生産組織または個人事業主で、村税を完納している者

■申請期限

7月29日（金）

■申請回数

1年度につき1回

■条件

事業完了後、3年間は事業を継続し、毎年度3月までに販売実績を報告すること。また、その期間、村税を滞納しないこと。

■申請に必要な書類

○村内に住所を有し、事業活動をしていることが

わかる書類

○補助対象経費の金額がわかる書類（見積書、資料の写し等）

○納税証明書（村税）

※申請書類については、役場窓口（産業課）または村ホームページで配布しています。

■お問い合わせ・提出先

産業課産業係

Tel 34-6211

ふるさと納税お礼の品 事業者募集

ふるさと納税の制度を一つのきっかけに、全国から多数の応援をいただいております。

このふるさと納税におけるお礼の品贈呈にご協力いただける事業者を随時募集しています。

左記条件に当てはまる方は、お気軽にご相談ください。

■参加条件

○赤井川村商工会会員・NPO法人赤井川観光協会会員、その他村内で事業を営む法人

○右記以外のJA組合員の方は、JA新おたるへご相談願います。

■お問い合わせ

総務課総務係ふるさと納税担当
Tel 34-6211

令和4年度農作物 作付面積調査

例年、農業者の皆様にご協力をいただき実施している農作物作付面積調査ですが、平成25年度より効率良く調査データを収集するため、村と農協との合同による調査を実施しております。対象者を分担し、重複した調査を避けることで少しでも農業者の皆様負担を軽減できると考えております。

調査対象者には村より6月上旬頃より調査票を送付します。調査票が届いた方は必要事項を記載の上、6月30日（木）までに赤井川給油所または役場産業課農政係へ持参もしくはFAX（役場番号：34-6644）による提出をお願い致します。また、ご自分での記載が難しい場合は、後日統計調査員又は担当職員が伺い、記載のお手伝いをした上で回収いたします。

調査が円滑に実施できるよう、農業者の皆様のご

理解とご協力を宜しくお願いいたします。

■お問い合わせ

住民課住民係・産業課農政係
Tel 34-6211
Fax 34-6644

道路愛護運動

毎年、道路愛護啓蒙運動の一環として取り組んでいる「道路愛護運動」が、各区会のご協力のもと、行われています。

この運動は、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路を利用している皆様に改めて道路とふれ合い、道路の役割及び重要性を再認識していただき、美しく安全に利用する気運を高めることを目的として実施されています。

今年度も早めの5月に、旭丘・一都・二都区会の皆様（合計80名参加）に道路清掃を実施していただき、旭丘・一都・二都区会の皆様、道路愛護運動へのご協力、誠にありがとうございます。

8月の運動については広報7月号にてお知らせしますので、ご協力方々より願います。

農業委員会だより

農業委員会総会 第23回

◆開催月日／4月27日

◆会議案件

- ◇農業委員会の最適化活動の目標の設定等について
- ◇新規就農研修生のフォローアップについて
- ◇農業担い手対策について

お知らせ

●農地（田・畑など）について、次のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

◇農地を転用するとき

農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することを行います。

農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。

す。また、農地以外であっても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になりますので、産業課農政係までお問い合わせください。

なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

◇農地を売買、贈与するとき

農地を農地のままで売買等する場合は、農地法第3条に基づいて申請し、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するためのため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

◇相続で農地を取得したとき

相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

◇農地情報の提供のお願い
農業委員会では、「耕作できないので誰か耕作者はいないか？」そんな皆様の声を反映したいと考えております。

皆さまから提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めたいと思っている方、農業経営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。

村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◇受付件数 売買希望 7件
買受希望 2件
（令和4年5月14日現在）

紫外線に注意しましょう

（お出かけには気象情報の活用を）

6月は、真夏ほど気温は高くないものの、強い日差しが降りそそぎ始める時期で、屋外での活動が一段と活発になってきます。北海道では紫外線対策というにはちょっと気が早いと思いますが、昼の時間が最も長い「夏至」の前後は1年の中で太陽の高さが最も高くなるため日差しも強くなります。

今年の「夏至」は6月21日です。北海道では例年6月は晴れの日が多いこともあり、紫外線の量は7月に次いで2番目に多く、紫外線対策が必要となっています。

■紫外線の強さには次の特徴があります。

○紫外線の量は、晴れると量が多く、曇りの日は雲で光がさえぎられ少なくなる。

○紫外線の反射率は草や土、コンクリートやアスファルトでは10%前後、水面や砂浜で20%くらい、といわれ、海岸の方がより紫外線が強い。

○標高の高い所へ行くと、紫外線が通過する空気の高層が薄くなることや、空気が澄んでいることなどから、紫外線があまり弱まらず、一般に標高が1000m高くなると約10%も紫外線が強くなる。

これらのことから、海水浴や登山などの行楽には、特に入念に紫外線対策を行いましょう。

次のようなものがあげられます。

○紫外線の最も強い午前10時から午後2時頃は外出を控える。

○日陰を利用する、日傘や帽子を使う、サングラスをかけるなど、日射を防ぐ。

○日焼け止めのクリームを使用する。

屋外での活動の予定には、紫外線に関する情報のほか、週間天気予報や2週間先までの天候をお知らせする早期天候情報などを上手に活用してください。

◇紫外線に関する情報は次URLから地域を選択してご利用できます

<https://www.data.jma.go.jp/env/uv/index>

◇早期天候情報は次のURLから地図を拡大または地域を選択してご利用できます。

<https://www.data.jma.go.jp/cpd/souten/>

■お問い合わせ

札幌管区気象台防災調査課
Tel 011-611-6149

年金だより

国民年金の保険料を納めるのが困難な場合：

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより、納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除制度」があります。

■免除となる所得のめやす

◇全額免除 ↓（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

◇4分の1納付（4分の3免除）
↓88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇半額納付 ↓128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇4分の3納付（4分の1免除）
↓168万円＋扶養親族等控除額

※申請人ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※令和4年1月～令和4年6月分の申請については、前々年（令和2年）の所得で審査を行います。

■継続審査をご存じですか？

国民年金の保険料免除手続きは1年間（7月～翌年の6月）を単位として、毎年行うのが原則ですが、申請書下部の継続申請確認欄に○を記入すると、全額免除、及び納付猶予の2つの区分に限り、改めて申請をすることなく、審査を自動で済ませることが出来ます。

◇所得の審査を行う為、申告等を済ませていることが条件です。

◇災害、失業、配偶者の暴力等によって、保険料の納付が著しく困難であると認められたことによる特例の全額免除、及び4分の1・半額・4分の3免除では、継続申請はできませんので、ご注意ください。

※詳しくは、小樽年金事務所（TEL 0134-6515003）までお問い合わせください。

年金受給者 死亡時の手続き

年金

を受けられている方（年金受給者）が亡くな

れた場合は、亡くなられた時から14日以内に親族の方などから「年金受給権者死亡届」を提出していただくことになります。提出が遅れると亡くなった後も年金が引き続き支払われ、遺族の方よりお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

また年金受給者が受け取り残した年金がある場合、年金受給者と生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）の方が「未支給年金」を請求いただくことでお受け取りいただけます。

なお、未支給年金は年金受給者が亡くなった月分まで受け取ることができます。

■お問い合わせ

住民課住民係

TEL 34-6211

労働保険のお知らせ

令和4年度労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、6月1日（水）～7月11日（月）です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。

区会での清掃活動

区会で清掃活動を実施いただける場合は、村からごみ袋を提供します。

また、集めていただいたごみは村が回収いたします。

実施いただける場合は、保健福祉課国保衛生係まで次の事項をご連絡願います。

○区会名及び代表者名

○代表者の連絡先

○清掃活動の実施日時

○ごみ袋の必要枚数

（45Lと90Lがあります。）

○ごみの置き場所

■お問い合わせ

保健福祉課国保衛生係

TEL 35-2050

◆令和3年度北後志衛生施設組合財政状況（下半期）

1 令和4年3月31日現在の執行状況

分担金及び負担金	150,836千円	議会費	383千円
150,836千円 (100.0%)		282千円 (73.6%)	
使用料及び手数料	9,078千円	総務費	49,460千円
8,008千円 (88.2%)		47,643千円 (96.3%)	
繰越金	22,784千円	衛生センター費	132,357千円
22,783千円 (100.0%)		109,927千円 (83.1%)	
諸収入	2千円	予備費	500千円
25千円 (1,250.0%)		0千円 (0.0%)	
歳入合計	182,700千円	歳出合計	182,700千円
181,652千円 (99.4%)		157,852千円 (86.4%)	

2 財産及び地方債並びに一時借入金

施設名		北後志衛生センター (し尿処理場)	旧北後志清掃センター (旧ごみ処理場)
区 域			
財 産	建 物	処理場・事務所 1,766㎡ 車 庫 44㎡	旧焼却場・旧事務所 1,894㎡
	土 地	19,053㎡	11,927㎡
地 方 債 (長期借入額)		な し	
基 金		な し	
一時借入額		な し	

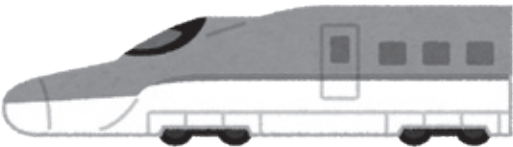
3 負担金の状況

(1) 町村負担金

	町村負担額	負 担 率
余市町	68,024千円	45.10%
仁木町	39,254千円	26.02%
赤井川村	9,294千円	6.16%
古平町	16,435千円	10.90%
積丹町	17,829千円	11.82%
負担金計	150,836千円	100.00%

(2) 住民負担状況

※令和3年度組合経費の住民負担額は、
1人あたり5,683円となります。
この負担額は、左記のとおり町村負担
金として、各町村が負担しています。



鉄道・運輸機構
赤井川連絡所設置
北海道新幹線事業を手掛
ける鉄道・運輸機構北海道
新幹線建設局は、令和4年
4月より赤井川村内に連絡
所を設置し、新幹線工事の
管理、調整業務を実施して
おりますので、お知らせい
たします。

■事務所
鉄道・運輸機構北海道新
幹線建設局俱知安鉄道建
設所赤井川連絡所
住所
字赤井川86番地6
電話番号
TEL 080-1860-0876
(不在時は俱知安鉄道建
設所に転送されます)

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

令和4年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

■受験資格

高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者

■申込受付期間

◇インターネット申込

6月20日(月)～6月29日(水)

○申込専用アドレス

<https://www.junji-shiken.go.jp/juken.html>

◇インターネット申込みができない場合

第1次試験地を管轄する人事院地方事務局にお問い合わせください。

※人事院北海道事務局

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

TEL 011-241-1248

■第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】

9月4日(日)

■第1次試験合格者発表日

10月6日(木)

■第2次試験【人物試験、身体検査】

10月12日(水)～10月21日(金)のうち指定する日

■最終合格者発表日

11月15日(火)

■お問い合わせ

○札幌国税局人事第2課採用担当

TEL 011-231-5011

内線2315

○余市税務署総務課

TEL 22-2093

6月1日は「電波の日」

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月

10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に

電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道通信局では、電波の使われ方を監視し、

適性な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、次へお問い合わせ

してください。

■お問い合わせ

総務省北海道総合通信局

TEL 011-737-0099

※受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時(土・日・祝日を

除く)です。

6月「外国人労働者問題啓発月間」

国内で就労している外国人は数多くおりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適性な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇入れる際は、次の3点をご確認ください。

○就労が認められる在留資格であること

○雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと

○労働保険・社会保険等の加入をはじめ適性な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づく外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認ください。

き、外国人を雇用する際はルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワークまたは労働基準監督署までお願いします。

■お問い合わせ

○小樽労働基準監督署

TEL 0134-22-7651

○ハローワークよいち

TEL 22-3288

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

■測定方法

◇測定機器／モニタリングポスト(北海道設置)

◇測定場所／北後志消防組合赤井川支署

◇測定時間／10分間隔で常時測定

◇公表

広報／毎週火・金曜日の午前9時現在データ(前月14日までの結果)を掲載

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP／北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。

(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

◇測定単位／μGy(マイクログレイ)

◇気温・高40%・平40%・低20%

◇降水量・高30%・平40%・低30%

6月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2022.4.15	0.054	晴れ
4.19	0.054	晴れ
4.22	0.050	晴れ
4.26	0.058	晴れ
4.29	0.060	くもり
5.3	0.055	くもり
5.6	0.054	晴れ
5.10	0.054	晴れ
5.13	0.055	雨

住民のまど

（4月15日～5月14日届出）
お悔やみ申し上げます

お名 前 年齢 区会
神尾 勝子え 80歳 曲川
田村 武え 91歳 1町内

○厚志ありがとうございます
○指定寄付金（高齢者福祉）
として 3万円

○一般寄付として 5千円
小山田 光禅 様
天野 好枝 様

村長のうづき

（4月）
（4月15日～5月14日）

16日◆長谷川岳参議院議員
政経セミナー／札幌

19日◆北海道道路整備促進
協会通常総会／札幌

市
市

◆治水砂防海岸事業促
進連盟総会／札幌市

◆防災協会総会／札幌
市

20日◆北海道道路利用者会
議／札幌市

◆原子力環境センタ―
所長着任挨拶／字赤

井川

21日◆北海道町村会100
年記念式典・定期総

22日◆会／札幌市
入札／字赤井川

◆森林レクリエーショ
ン協会道央支部事務

局長来庁／字赤井川

◆北海道経済産業局資
源エネルギー環境部

長来庁／字赤井川

25日◆区会長会議／字赤井
川

26日◆石狩森林管理署長来
庁／字赤井川

◆農林業活性化推進協
議会／字赤井川

27日◆観光資源調査／帯広
市

（5月）
9日◆後志総合開発期成会
総会／ニセコ町

10日◆市橋修治道議会議員
セミナー／札幌市

11日◆入札／字赤井川
◆北海道電力（株）役

員来庁／字赤井川

◆後志総合振興局地域
創生部長来庁／字赤

井川

12日◆御通夜出席／余市町
◆日本で最も美しい村

連合北海道連携会議
総会／中札内村／

14日◆北海道新幹線二ツ森
トンネル明治工区安

全祈願祭／字明治

むらの日誌（4月）

1日◆職員辞令交付・訓示
4日◆教職員辞令交付

◆校長・教頭会議

12日◆入札

13日◆道の駅直売所生産者
協議会役員会

15日◆赤井川村特別支援教
育連携会議

16日◆学校経理事務担当者
会議

21日◆赤井川村畑かん用水
施設維持管理組合理

26日◆教育委員会議
事会

27日◆校長・教頭合同会議
◆教頭会議

◆第23回農業委員会総会

自衛官募集

自衛官候補生 陸・海・
空（男子・女子）・予備自

衛官補（一般・技能）を募
集します。

自衛隊札幌地方協力本部
小樽事務所では、新型コロナ

ウイルス感染症予防対策を
万全にして説明会を随時行

っております。

※自衛官候補生及び一般曹
候補生の採用年齢が18歳

以上33歳未満に改正され
ました。

お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

小樽市稲穂2-22-4

樽石ビル2F

Tel 0134-22-5521

無料法律相談所の開設

日時

6月15日（水）

午後1時から午後4時

場所

余市町中央公民館（余市
町大町4丁目143番地）

Tel 23-5001

※ご利用される方は、事前
に必ず余市町役場へご連

絡願います。
（Tel 21-2111）

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	1,024	46	1,070	△32
男	519	24	543	△14
女	505	22	527	△18
世帯数	535	37	578	△31

※令和4年4月30日現在

今月の表紙

村内陸上教室からの1枚です。

今月は運動会があります。この陸上教室
で学んだことを存分に発揮した、皆さんの
カッコイイ姿を期待していますよ！



赤井川村写真館～赤井川の四季～

避難訓練（都小学校）
撮影：北後志消防組合赤井川支署
場所：都小学校
撮影日：2022年5月6日



※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■早いもので、もう6月。1年の半が過ぎようとしています。今月21日は二十四節季のひとつ「夏至」ですね。1年で1番昼が長く、夜が1年で1番短いため「短夜（みじかよ）」とも呼ばれ夏の季語にもなっているようですね。（ネタがなさ過ぎて調べました。）

裏表紙は都小の避難訓練の写真です。スモークマシンを使用したことで、いつもより臨場感のある訓練になったのではないのでしょうか？(K)

【発行情報】広報あかいがわ2022年6月号（No.685）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan